平成２１年（フ）第２４５１号
札幌市白石区平和通６丁目南３番12号　下川ハイツ
債務者　奈良　律子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４８４号
札幌市厚別区厚別中央１条４丁目１番16―602号
債務者　林　ひろみ
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５１４号
札幌市白石区本郷通７丁目南２番19号　ラ・オーレＹＯ―202号
債務者　山本絵梨果
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７号
北海道苫前郡苫前町字苫前395番地の１　北斗団地６号棟201号
債務者　鎌田　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第３８号
北海道増毛郡増毛町永寿町４丁目58番地
債務者　吉田　正裕
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第３９号
北海道留萌市見晴町６丁目215番地の６
債務者　長谷川　明
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第４０号
北海道苫前郡苫前町字旭111番地
債務者　眞鍋　明美
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第４１号
北海道増毛郡増毛町舎熊82番地の１
債務者　相内　雄寿
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第４２号
北海道留萌市宮園町１丁目２番地の39　コーポパール202
債務者　浅井　麻美（旧姓對馬）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第４３号
北海道留萌市本町２丁目43番地の１
債務者　石川　理恵
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第４４号
北海道留萌市沖見町５丁目64番地の１
債務者　堀内真奈美
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第３１６号
群馬県安中市岩井606番地１　モンパレス安中第６―２棟―101
債務者　品川　純一
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３１７号
群馬県高崎市棟高町40番地１、住民票上の住所群馬県前橋市西片貝町３丁目172番地
債務者　原田　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４５６号
埼玉県川越市元町１丁目８番地34
債務者　佐藤　邦彦
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３４６号
埼玉県深谷市桜ヶ丘67番地１
債務者　福島　早苗
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３４９号
埼玉県羽生市大字羽生455番地１―201号
債務者　坂本　好江
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４０５号
静岡県駿東郡長泉町納米里55番地の５　ディアス納米里202号、前住所群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2837番地１
債務者　中野　真波（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５５号
京都府船井郡京丹波町下山野丸77番地50
債務者　南山　萬代
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係